

ご利用にあたって準備して頂くもの

オムツ交換のとき用意して頂くもの

- タオル (1回に2枚程度)
- 洗剤の空き容器
- ナイロン袋(買い物用) 2枚
- オムツを入れるバケツ
- ポット(お湯)
- 古布
- 古新聞



清拭のとき用意して頂くもの

- タオル 上用 5~6枚
下用 2枚程度
- 洗剤の空き容器
- ナイロン袋(買い物用) 1枚
- ポット(お湯)
- 古布
- 古新聞
- オムツを入れるバケツ



足浴・手浴のとき用意して頂くもの

- タオル 4枚~5枚
- 洗面器
- 足が入る程度のバケツ
- ナイロンシート
- 石鹸またはハンドソープ



サービス提供後用意して頂くもの

- 印鑑(サービス提供後の確認印)



ヘルパーステーションかも 訪問介護のご案内

しょう ふくし
【障がい福祉サービス】



社会福祉法人 かも福祉会
ヘルパーステーションかも

雲南市加茂町宇治 328 番地 電話 0854-49-8098

—かも福祉会は皆さんの個人情報こじんじょうほうの保護ほごに努めます—

【基本方針】

社会福祉法人かも福祉会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護に努めます。

【個人情報の適切な収集、利用、提供の実施】

- ①個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集・利用・提供を行います。
- ②個人情報の収集・利用・提供にあたっては本人の同意を得るようにします。
- ③個人情報の紛失・漏洩・改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

【安全性確保の実践】

- ①当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- ②個人情報の保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

【個人情報保護に関するお問い合わせ窓口】

個人情報に関するご質問やお問い合わせ、あるいは開示・訂正・削除・利用停止等の依頼については、ヘルパーステーションかも 電話 0854-49-8098 までお問い合わせください。

ご利用者が^{きょたく}居宅において^{にちじょうせいかつ}自立した日常生活または^{しゃかいせいかつ}社会生活を営むことができるよう、ご利用者の意思決定の支援に配慮し、ご利用者の^{たいし}身体、^{そこの}その他の状況及びその置かれている環境に応じて、^{はいせつ}入浴、^{はいせつ}排泄及び^{かいじょ}食事等の^{ちようり}介助、^{せんたく}調理、^{そうじ}洗濯及び^{そうじ}掃除等の^{かじ}家事並びに^{そうだん}生活等に関する^{および}相談及び^{じょげん}助言、その他の生活全般に^{えんじょ}渡る^{じぎょう}援助を適切に行います。事業の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を^{そんちよう}尊重して、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、^{かんけい}関係市町村、^{ほけん}地域の^{いりよう}保健・医療・^{ふくし}福祉サービスとの^{めんみつ}綿密な^{れんけい}連携を図り、^{ほかり}総合的な^{そうごうてき}サービス提供に努めます。

サービス内容 利用料金(1割負担分) 【居宅介護】
^{しんたい}身体介護、^{つういん}通院介助(身体介護を伴うもの)、^{つういん}通院介助(身体介護を伴わないもの)、^{かじ}家事援助

^{にゆうよく} 入浴介助・ ^{せいしき} 清拭・ ^{せんぱつ} 洗髪	^{にゆうよく} 入浴の介助や ^{せいしき} 清拭(体を拭く)や ^{せんぱつ} 洗髪を行います	^{はいせつ} 排泄介助	^{はいせつ} 排泄の介助、 ^{こうかん} おむつ交換をします
^{しょくじ} 食事介助	食事の介助を行います	^{いるい} 衣類の ^{ちやくだつ} 着脱介助	^{いるい} 衣類の ^{ちやくだつ} 着脱の介助を行います
その他の身体介護	その他必要な身体介護を行います	^{じりつ} 自立生活支援のための ^{みまもり} 見守りの援助	
^{つういん} 通院介助	^{つういん} 通院の介助・ ^{しえん} 支援を行います(身体介護を伴うもの・伴わないもの)		
^{かじ} 家事援助	^{ちようり} 調理、 ^{せんたく} 洗濯、 ^{そうじ} 掃除、 ^{かいもの} 買い物などの ^{せいかつ} 生活の援助その他必要な家事を行います		
^{そうだん} 相談、 ^{じょげん} 助言	^{せいかつ} 生活等に関する ^{かんする} 相談や ^{じょげん} 助言を行います		



身体介護 通院介助(身体介護を伴う)		通院介助 (身体介護を伴わない)	家事援助	
30分未満	256円	106円	30分未満	106円
～1時間未満	404円	197円	～45分未満	153円
～1.5時間未満	587円	275円	～1時間未満	197円
～2時間半未満	669円	1.5時間以上は 345円に30分を増す 毎に+69円	～1時間15分未満	239円
～2.5時間未満	754円		～1時間30分未満	275円
～3時間未満	837円			
3時間以上	921円に30分を増す毎に+83円		1時間30分以上	311円に15分を増す毎に+35円

- 2人の訪問介護員により行われる場合 各サービス区分の料金の+200/100
- 夜間または早朝の場合 各サービス区分の料金の +25/100
- 特別地域加算 各サービス区分の料金の +15/100
- 利用者負担上限管理加算 150円(月1回)
- 初回加算 200円(1月につき)
- 緊急時対応加算 100円(1回につき100円 月2回が限度)
- 福祉専門職員等連携加算 564円(90日間の間 3回を限度)
- 特定事業所加算Ⅱ 各サービス区分の料金の +10/100
- 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ※① +合計単位数×27.4%(1月につき)



福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算※② +合計単位数×4.5%(1月につき)

福祉・介護職員等処遇改善加算※③ +合計単位数×41.7%(1月につき)

※ ※①と②に関しましては令和6年6月より※③に一本化となります。

【利用者負担について】

各サービスの利用に対しては厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。所得区分毎の利用上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担して頂く事になります。介護給付費対象のサービスについては、利用者負担の上限が定められています。(受給者証に記載されています)

【障がい福祉サービスの相談・苦情等について】

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (ただし、祝祭日は除く)
電話番号 0854-49-8098

本事業所は、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から事業所のサービスに対するご意見などを頂く体制をとっております。本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。その他にも雲南市保健福祉課や島根県運営適正化委員会に相談することもできます。



【営業時間等】

サービス提供日 日曜日～土曜日(年中無休)
サービス提供時間 午前7時～午後9時
営業日・営業時間 月曜日～金曜日(祝祭日は除く)
午前8時30分～午後5時30分まで

